

丸山作楽の神祇官論について

— 雑誌『隨在天神』に注目して —

半田 竜介

はじめに

本稿の目的は、平田派国学者で貴族院議員も務めた丸山作楽の神祇官論について、明治二十年代の神祇官復興運動との関わりから考察することにある。そもそも神祇官は応仁の乱によって建物が焼失したのち、再興されることなく、白川と吉田両家がそれぞれ私邸を神祇官代として祭祀や神社、神職支配を行っていた。しかし、国学の興隆などに伴い、幕末以来、多くの国学者や神職によって神祇官の再興論が出され、明治二年七月に太政官外に特立した神祇官の設置が実現する。しかし、再興間もない明治四年八月には神祇官は太政官下の神祇省へと改組し、五年三月には神祇・宗教行政を担当する教部省の設置に伴い、神祇省は廃止される。それ以降、神祇・神社のみを担当する行政官衙の設立運動が神職や国学者らを中心に展開されるのであり、

とくに明治二十年代の神祇官復興運動は全国各地の神職有志が参加する大規模なものであった。一部の政府関係者も神祇官の再興運動を推進しており、丸山作楽も貴族院議員として帝国議会において神祇官設置を求める建議案を提出するなどの活動を行う。結論から言えば、明治二十年代の神祇官復興運動の結果、明治三十三年四月二十六日には内務省社寺局が、神社行政を担当する神社局と、宗教事務を担当する宗教局とに分れ、明治初年以來の神祇官復興運動に一つの決着を見ることとなる。^①

筆者はかつて、丸山にとって神祇官の再興が日本の国体・国柄に不可欠なもので、明治十五年一月の神官教導職分離や同二十二年の大日本帝国憲法の公布など、神社や宗教を取り巻く状況が変化する中にあってもそれは揺るがず、変化する時局に対応するような神祇官制をその都度、考案する営みを論じている。^② その際には明治十四年頃の作成

と思われる「大教官構想」と、明治二十二年作成とされる意見書「神祇官ヲ興サムコトヲ請フノ議」を比較検討している。今回新たに検討するのは、明治二十九年の第九回帝國議會の貴族院議會に丸山が提出した「神祇二閣スル独立官衙設置ノ建議案」である。明治二十二年の意見書と明治二十九年の建議案との間には違いがみられ、二十二年の段階では神祇官を宮中内に設ける構想をもっていたが、二十九年の段階では「神籬磐境の神勅」（『日本書紀』）にみられる高皇産靈尊から天兒屋命と太玉命への勅。「宜しく天津神籬を持ちて、葦原中国に降りて、亦皇孫の為に齋ひ奉れ」を基として、

宮中と別立する形での神祇官論、いわば臣下の立場に立つた神祇官論を提唱している。この七年の間に生じた構想の変化については、先行研究においても興味深い変化として指摘されている³⁾。本稿ではかかる神祇官論の変化について、同時期の神祇官興復運動との関わりから検討することが目的だが、その際には、丸山も設立に関与した惟神学会の発行していた雑誌『隨在天神』に注目する。詳しくは後述するが、この『隨在天神』は神祇官興復運動を主導していた官国幣社官司総代事務所と全国神官集議所の録事や通信などを掲載する機関誌として機能していたためである。この『隨在天神』に注目し、明治二十年代の神祇官興復運動の展開を踏まえつつ丸山の神祇官論の変化の生じた理由につ

いて検討したい⁴⁾。雑誌『隨在天神』が全国の有志神職らに届けられることで丸山ら惟神学会の考えは全国の神職に伝わり、神祇官興復運動においても一つの指針となっていたことが推察されることから、丸山の神祇官論を検討することは単なる丸山個人の思想研究のみならず明治二十年代の神祇官興復論の特徴の一端を示すこととなり、当該時期の神道史研究においても資するところがあると考える⁵⁾。

一、神祇行政の変遷と神祇官興復運動

本章では、明治二十年代の神祇官興復運動の前史として、明治初年以來の神祇行政の変遷と神祇官の復興をめぐる動向を確認する。

大政奉還や王政復古の大号令を経て始動した明治維新政府では、旧來の神祇制度の刷新に着手し天皇親政の確立に取り組む。その宣言とも言えるのが、慶応四年三月十三日の祭政一致の布告であり、祭政一致の制度を樹立する為に神祇官の再興が公式に打ち出された。同年閏四月二十一日には官制改革（政体書）によって太政官七官の一つとして神祇官が設置される。更に二年七月八日には職員令の制定によって神祇官は太政官外に特立を果し、同年十二月に仮神殿（中央―八神、東座―天神地祇、西座―歴代皇靈⁶⁾）が造立され、神祇官は名実ともに再興を果す。再興を果した神祇

官ではあったが、四年八月八日には、太政官三院制の成立に伴い神祇省に改組され、更に五年三月十四日には教部省に改組された。この一連の官制改革の背景には、矢野玄道ら平田派国学者と福羽美静ら津和野派国学者との間の祭政一致観の相違がある。矢野らには古代律令制の神祇官・太政官二官制で祭政一致国家を樹立する構想があり、彼らにとって神祇官再興は祭政一致の具現化には必須であった。対して、当時神祇行政を担当していた福羽らには宮中神殿における天皇親祭・親政体制の確立によって祭政一致を実現する構想があり、彼等にとって神祇官祭祀は不要のものであった。福羽らの構想は、中央集権国家の建設を急ぎ、時代錯誤の制度・組織を改正する必要性を感じていた政府指導者とも共通しており、明治四年七月十四日の廢藩置県を機に、神祇官↓神祇省↓教部省へと神祇官衙は軌道修正されていった。五年三月二十三日には神祇省が所管していた祭祀事務が式部寮に移管し、教部省では宗教事務（教法及び社寺行政）を所管することとなった（第一次祭教分離）。また、それと併行するように神祇省鎮座の皇霊と天神地祇並八神両座が宮中に遷座され、宮中祭祀が拡充される。天神地祇並八神殿は五年十一月二十五日には合併され、八神殿という名称が消滅し神殿と称された（宮中三殿の原型の完成）。
神祇官廢止以降、教部省―大教院―教導職^⑦という神仏合

同の形による大教宣布運動が始まるのであるが、神祇官・太政官二官制による伝統的祭政一致を志向する国学者や神職にすれば神祇官の廢止は考えられないものであり、彼らを主導にその復興運動が展開し、多くの建白書が作成されたが、それらを概括すると、国学者や神職たちが神道の国教化とそれを管轄する神祇官の復興による祭政一致を建白する傾向が強いものであった。^⑧しかし、彼等の運動も空しく、政府は政教分離政策を促進する。明治六年二月二十四日には切支丹宗禁制の高札が撤去され、事実上その信仰が黙認された。神祇行政では全国の民社と国とが分離されていく。即ち、その経済的援助は打ち切られ、等級も一寺住職と同様であるとされた。「民社の「国家の宗祀」性はもはや名ばかりとなりつつあった^⑩」のである。政府による政教分離政策の促進に影響を及ぼした勢力の一つに浄土真宗の僧侶たちがいる。彼らの活動の結果、明治八年五月には大教院は事実上解散し、同年十一月二十七日には信教自由の口達が出された。かくて当初の存在目的を全く喪失した教部省は明治十年一月十一日に廢され、以降、内務省社寺局が社寺行政を担当するようになる。大教院の解散後、神道事務局が神道教導職の中心地となったが、その神殿の祭神を巡り神道界内部で一大論争が生じる。それが祭神論争^⑪である。

祭神論争とは、神道事務局の神殿を舞台として、伊勢派（田中頼庸等）と出雲派（千家尊福等）を中心として神道内部で生じた教義論争、「主斎神」を巡った論争であったと言われている¹²。結果として、神道教導職は宮中三殿を遙拝するということと決着を見るのであるが、「朝憲ヲ以テ祀ル所ノ祭神ヲ引テ即其宗教本尊トナシ宗教忿争ノ禍ヲシテ其祭神ニ及ハシムルノ恐ナキニ非ス¹³」との懸念を政府（内務省）に持たせる結果となり、それが主たる原因となつて明治十五年一月二十四日、「神官教導職分離、葬儀不関与」の内務省達が出された。この法令によつて神宮と官国幣社の神官は宗教活動（教導職としての教化活動と神葬祭執行）が禁止され、神社「祭」祀に専念する事となつた（第二次祭教分離）。更に明治十七年には「神仏教導職制度の廃止」が出される。しかし、ここで問題となつたのが明治十五年の法令には「但府県社以下神官ハ当分従前之通」と但書があり、民社の神職は依然教導職兼補とされた事である。更に社寺局において「祭」祀機関たる神宮以下官国幣社と「教」導機関を兼ねた民社の管理が併せて行われていたことも問題であった。かかる祭教の混乱を解消する為に、明治十七年から二十三年にかけて祭教分離を徹底する為の運動が展開される。これは「第三次」の祭教分離¹⁴とも言える運動であり、概ね二つの方向で展開した。一つが民社

の神職による教導職返上であり、もう一つが「祭」の機関となつた神宮・官国幣社のみを所管する神祇官衙の設立である。後者については、社格に依じて神社の管轄官衙を分掌し、神宮・官国幣社を宮中・宮内省の管轄とすべしとの意見が出される。その提唱者の一人が千家尊福であり、千家は明治十七年から二十三年にかけて継続的にその実現の為に活動している¹⁵。また、この二つの運動は同時並行で展開され、民社神職の教導職兼補を廃止することで全国神社を併せて管轄する機関としての神祇官の復興を求めることもされた。例えば明治十七年六月二十八日に大分県宇佐神宮宮司の到津公誼ら四名によつて出された建白書「神祇官ヲ再興シ府県社以下神官ノ教導職兼補ヲ被廢度儀ニ付建白¹⁶」では、神祇官を再興し、府県社以下神官の教導職兼補を廃止してそれらを神祇官管理にすべきことを建白している。

以上、見てきたように神祇官の復興運動は明治初年以來、継続して行われていたが、明治二十年代になると日本各地の神職有志も参加し全国的規模で展開することとなる。明治十年代後半から二十年代にかけての神祇官復興論ではそれまでは見られなかつた臣下の立場からの八神殿奉斎の必要性を説くものが散見されるようになる¹⁷。

二、丸山作樂の神祇官論——帝國議會開設まで

これまで明治二十年代の神祇官復興運動に至るまでの神祇行政の変遷と神祇官復興運動について確認してきた。次に丸山作樂と神祇官の関わり、そしてその神祇官論について丸山正彦『丸山作樂傳』に準拠して履歴を辿りつつ確認していく。^⑮丸山は天保十一年十月三日に江戸にある肥前島原藩別邸に、島原藩士・正直の長男として生まれた。神道との関係は、安政五年六月二十一日に平田鐵胤に入門したことに始まる。学事に専念した丸山は、次第に門下で実力を認められるようになり、鐵胤も鐵胤の学を継ぐ者として期待を寄せていたという。丸山が後年述懐した言葉に「余は日本書紀を涉獵して國體を維持せんと志し、古事記三巻によつて日本人の眞正を知り、萬葉集二十巻を諷詠して襟懷を爽快ならしめぬ^⑯」とあり、この平田門における国典研究によつて、丸山の思想的基盤は形成されたと言える。平田鐵胤・延胤父子を補佐する為に文久三年頃より尊攘志士として活動する。その活動の中で朝廷内の尊攘派の一人澤宣嘉や平田同門の角田忠行と関係を深めた。

尊攘志士としての過激な活動の結果、慶応二年十一月に魁の獄に拘束されていた丸山であったが、長崎裁判所総督となつた澤宣嘉の計らいで自由の身となり、更に澤の知遇

を得て、長崎裁判所に召され、以降新政府の役人として活躍する。この長崎の地で、幕末以来の盟友角田忠行（澤家の家令として宣嘉と共に長崎に来ていた）とも再会を果たすこととなる。翌二年二月、京都に赴いた丸山は、平田同門の先輩・矢野玄道と共に当時大阪に居た岩倉具視に招集され、三月二十二、二十三日と連日に亘り諮詢を受けている。後年、祭神論争を調停すべく丸山は岩倉に進言するのだが、両者の関係は遅くともこの時に始まったものと思われる。

岩倉に太政官の制度取調を依頼された丸山は、同年五月に東京に赴き徴士として神祇官権判事に召され、六月九日には当官を以て制度取調御用掛並びに大学校御用掛となり教導局を兼務した。神祇官権判事として常世長胤や三輪田元綱とともに神祇官の太政官からの独立に向けた活動をしたとされているが、当時の活動について『丸山作樂傳』^⑰には特に記述がなく不明瞭となっている。以降の官歴を祖述すると、同月二十一日、公議所副議長心得。七月十一日、集議院下局次官。同年八月十一日、外務大丞。九月十三日、当官を以て樺太へ出張し対露間で国境談判。翌三年七月十九日、樺太出張の解任。同年十一月二日、外務権大丞に降格。その後、外務省内で問題となつていた征韓論に傾斜し、^⑱「有栖川宮を總督とし澤外務卿を副とし作樂自ら參謀となり、小倉秋田兩藩の兵を率ゐて、朝鮮の罪を鳴さむと計畫

し、暴發の期近きにあり」(『丸山作樂傳』一一〇—一一二頁)という嫌疑を受けていたという。この征韓論の嫌疑を受けた為か、明治四年三月二十二日に丸山は拘束され、福井藩預かりの身となった。同日、丸山の他にも角田、矢野、権田直助、小河一敏ら主だった平田派国学者が「御不審ノ筋有之」として一齐に拘禁され、各々藩御預け処分を受けた⁽²²⁾。その後丸山は、明治五年四月二十三日には司法省にて除族の上終身禁錮の判決を受け、その後十年近く歴史の表舞台から姿を消す。明治十三年一月七日に特典を以て釈放された作樂が着手したのが祭神論争の調停であり、明治初年以來の知己である岩倉に進言したことが契機となり、政府が本格的に祭神論争の調停に着手したとされている⁽²³⁾。調停活動に際しては、神宮と関係していた藤岡好古や深江遠廣を通じて神宮教院より教務辦理を依頼されている。なお祭神論争は「天裁」を以て終結されたが、その祭神勅裁決定を發議したのが丸山であった可能性も指摘されている⁽²⁴⁾。その勅裁決定に反対した千家への説得活動も丸山を中心に行われ、ようやく同意した千家と、田中頼庸の二人が連署して明治十四年二月四日に政府に提出したのが「大教官設置建言書」⁽²⁵⁾である。

この建言書、並びに大教官構想は丸山が立案したもので大政・大教は共に天皇の大権であり、大教官とは天皇が大

教を挙行する機関であるとしている。その大教官では「礼楽・儀式・神祇・山陵・社寺・教部・文部・神官・僧侶、各教各派」を管轄し、その長官である大教伯の職掌に神官教導の管轄と、更に他の諸教の教導の管轄が含まれている。更に第十四条では、教導職と神官の一致を規定している。全ての神官は教導職を兼ねた上で、大教官の管轄下に置かれる。天皇の下の祭政教一致の確立が大教官構想の内容であり、政教分離政策が推進される中で神道を国教的位置付けに置くために神道Ⅱ大教Ⅱ非宗教(超宗教的国教)とされたのである。教導職と神官の一致については、丸山が神宮より教務辦理を依頼され祭神論争の調停に従事していた事を鑑みる必要がある。神宮の代表格たる田中が対キリスト教意識から国民教導を重視していた事や、田中・千家ら神道界の指導者層が教導職を以て、国教たる神道を布教させようと考えていた⁽²⁷⁾。丸山の大教官構想もそれら建白と同列のものであり、天皇の下の祭政教一致の確立(神道国教化)と大教官の設立を建白しているのである⁽²⁸⁾。

祭神論争の調停が終わると、丸山は政治活動に活躍の場を移す。明治十四年四月に、石井瀧治、吉岡徳明、大関克、太田実、関謙之らとともに忠愛社を創設し、七月に新聞「明治日報」を発刊し、紙面では当時盛んとなっていた自由民権運動に対抗、漸進主義的政治論を多く主張している。

また十五年三月には日報社の福地源一郎、東洋新聞社の水野寅二郎とともに帝政党を組織し、欽定憲法、両院制度などの綱領を定め政治活動を行っている。地方演説も積極的に行い、各地で有志者の獲得に努めていた。帝政党は結成当初から伊藤博文や山田顕義といった政府要路者が密接に関与していたが、政府が超然主義に基づいて政党内閣制を否定したことから両者の関係は希薄化し、帝政党は明治十六年九月に解散し、明治日報も十八年十一月二十九日（第一三三二号）で廃刊となった。²⁹⁾

明治十九年三月二日、丸山は宮内省図書助に任官する（図書頭は井上毅）。図書助としての丸山は歴代の御系譜の編纂などを担当してした。二十年五月一日には在官のまま一年間の洋行をする許可を得て元老院技官の海江田信義と共に欧州に渡り、各国の帝室制度を調査する。帰国後、帝室制度取調掛に任じられ皇室典範及び大日本帝国憲法の制定に貢献している。典範並びに憲法が公布された直後に丸山は「神祇官ヲ興サムコトヲ請フノ議」を内大臣三条実美宛てに提出しており、政府内部で神祇官興復運動に関与していく。この意見書の中で示された神祇官論では、大教官構想とは違い神道を大教（＝非宗教＝国教）と位置付けるような言説は見られない。また、大教官構想に見られた教導事務の管轄は解消されている。これらは明治十五年一月二

十四日の「神官教導職分離、葬儀不関与」の内務省達や信教の自由を保障した大日本帝国憲法の制定に対応して削除されたものと思われる。しかしながら、神祇官を宮中に設置し、天皇・宮中祭祀―神祇官祭祀―神社祭祀を連関させる神祇官論を提示している点では、大教官構想と共通したものであるといえる。

その後、帝国議会の開設迄に神祇官の復興を実現させるために、丸山は佐佐木高行（枢密顧問官）など神道に関係のある人々と共に、政府内部で運動を展開する。二十三年九月には佐佐木、作楽、海江田、千家尊福、佐野常民、吉井友実、国重正文らが連署して「神祇院を興すべき理由」を総理大臣、各大臣、枢密院議長に提出している。この意見書は、丸山の養子・丸山正彦と神宮主典の今井清彦の作った素案を丸山作楽が修正して作成されたもので、³⁰⁾ 宮中祭祀と神社祭祀の結合を図るとともに、明治二十年制定の官国幣社保存金制度を否定する側面もみられる。結局、この運動は成功せず明治二十三年十一月二十九日に第一回帝国議会が開設される。以降、神祇官の復興は帝国議会の審議を経てその承認を得ることが必須となる。明治二十年代の神祇官興復運動と丸山作楽との関わり、その神祇官論の変化を見ていくにあたり、次章にて当該運動の概要を確認する。

三、明治二十年代の神祇官興復運動

明治二十年代の神祇官興復運動（明治二十年代の神祇官の復興を求める運動は神祇官「興復」運動と称される。「興復」としたのは、「精神」としては旧神祇官のそれを継承するものであるが、しかし今日の時代条件（憲法の信教自由制度）に適した体裁をもたねばならぬ⁽²³⁾」という思想の表明である）が全国的規模となった背景については、

神道を維新当初の状況に戻すためには、少なくとも国家の機構を改めて、神祇官を興復し、そこを拠点として「神社は国家の宗祀なり」との精神と制度とを恢弘しなければ、神道も日本精神も亡ぶるとの危機感が生じた。この危機感は、神社の荒廃現象とともに全国の神主のなかに成長して来たものであるが、明治二十二年に九州の神職が西海連合会を組織して、各地の神道人に訴えると強い共感をよびおこして、全国的な神社神主の組織運動となって現われた。日本の国史で神主が、上からの命を待たずして、自主的に全国的な横断組織活動をおこしたのは、おそらく有史以来前例のないことであった⁽²⁴⁾。

と説明されている。前述のように民社の「国家の宗祀」性は既に明治十二年頃には曖昧となっていたが、明治二十年

三月十七日に官国幣社保存金制度が実施され、（伊勢の神宮と靖國神社を除く）全国の官国幣社と国家との経済的關係の解消が現実化しつつあり、官国幣社すら「国家の宗祀」としての性格が曖昧となりつつあった。加えて明治二十二年二月十一日に皇室典範と大日本帝国憲法が公布されると、翌二十三年十一月二十五日の憲法施行を前にして、政府が宗教条例（布教条例）を制定し、府県社以下神社を宗教として仏教等と同列に管理するようになる、との噂が広まる。明治二十年代に全国的規模で展開する神祇官興復運動の背景には、神社の「国家の宗祀」性の形骸化を促進する政府に対する、神職や神道関係者の「危機」感がある。この宗教条例の噂が立つと、民社神職の教導職返上による神祇官の興復を果たす為の運動が本格化する⁽²⁵⁾。

神祇官興復運動の概要を整理すると以下のような⁽²⁶⁾。まず明治二十二年六月に九州の西海連合会が全国の神職に運動の拡大展開を喚起したことがこの運動が全国規模に及んだ契機である。九月には西海連合会より全国の官国幣社神職・府県郷村社祠官・皇典講究所委員に宛てて出京を呼びかけ、その結果、十一月十七日には各府県の代表者が皇典講究所に集い、神官同志会が結成され、運動を牽引する組織が形成される。神官同志会は事務所を京橋に置き内務省をはじめ要路の人々に神祇官興復の必要を訴える活動を

行っていた。その最中、二十三年三月には「宗教条例」の制定の噂が流れ、いち早く神祇官を再興し祭政一致の基礎を鞏固にすべく運動は一層激しさを見せる。地方でも神職の同志会が結成され、四月三日に九州四国中国連合会が神戸に、四月五日に東北十一県連合会が福島に、四月十日に関西二府八県連合会が愛知県皇典講究分所に結成されている。九月二十五日には飯田町富士見楼で全国大会議が開催され、神祇官復興に向け全国の神官神職が同盟を結び、一丸となることが決まり、全国神官集議所が結成されるに至った。十月四日に事務所開きとなった同集議所の事務員には、立花照夫、三好清徳、池永静馬、塙豊樹、鈴木信比古、田島胤隆、吉経充貴、石垣効が選ばれた。政府内部においても神祇官復興に熱心な政治家もおり、例えば佐佐木高行枢密顧問官は明治二十二年から二十三年にかけて度々意見書を作成し、政府要路や神職に説いている。^⑤ 佐佐木らは第一回帝国議会の開始前に神祇官の復興を目指していたが、結局、実現することはなかった。政府内部では神祇官の設置場所をめぐり宮中案と宮中から独立する案とがあり、意見の相違があったことも実現に至らなかった一因として挙げられる。^⑥

第一回帝国議会は明治二十三年十一月二十九日から翌年三月八日にかけて開催された。二十四年一月には在京有志

惣代及全国神官有志総代が代議士に神祇官設置の必要を訴える陳情書を配布し、貴族院でも勅選議員の丸山作楽が主となって神祇官の復興に向けた活動を継続して行った。懸案であった神祇官の設置場所についても宮中から独立させることで意見がまとまり、西郷内大臣をはじめ各大臣の同意も得るなど神祇官設立に関する建議の提出も目前に迫っていたが、青木周蔵外務大臣などによる反対意見が出される。青木の反対は神祇官を設置することで神道を国教化するとの印象を諸外国に持たせ、不平等条約の改正が困難となることを懸念したものであったが、その反対意見の効果も大きく、神祇官設立に関する建議の提出は実現しなかった。

以降の第二回、第三回帝国議会でも代議士に対する説得活動が継続して行われる。第三議会では衆議院で吉岡倭文磨らによって神祇官復興の上奏案が提出されるも、同日に議会が終了し、議事に上ることはなかった。第三議会の終了後には、指導団体である壬辰組が結成され、神祇官復興運動を牽引する（詳しくは後述）。第四議会では多数の賛成者を得て、衆議院、貴族院ともに神祇官設置上奏案が提出されるも、予算案などで議論が紛糾し、神祇官については議事に上らなかつた。以降の議会でも神祇官が議事に上ることが実現しなかつたが、日清戦争の終結したのちの第九

回帝国議会にて衆議院において、早川龍介や大津淳一郎らの提案によって賛成者八十二人を以て、貴族院において丸山作樂と根岸武香の提案によって賛成者九十七人を以て神祇官復興に関する建議案が提出され議題に上り、多数の賛成者を得て可決されるに至った。しかし、可決以降も神祇官の官制の発布や経費の提案など政府による対応は見られず、大津や丸山が議会で質問することもあったが政府の腰は依然として重いままであった。政府当局への地道な説得活動が功を奏し、新設の神社局の予算案が議会を通過したのは第十四回帝国議会であった。一部局の経費としては僅かなものであったが、社寺局から神社局が独立したことは、神職らにとっては多年の宿望を達成する事であった。なお、阪本は丸氏がすでに指摘しているように、神社局の設置は、内務省としては神祇官設置への賛同者の多い帝国議会に迎合することや、当時煩雑となっていた宗教業務に対し宗教局を設置することで便宜を図ることを企図していたのであり、決して神社局の設置に積極的ではなかった。⁽³⁸⁾それは、同時期に社寺局に勤めていた清水澄が後年述懐した言葉からも看取されよう。⁽³⁹⁾

以上が、明治二十年代の神祇官復興運動の概要である。帝国議会の開設に伴い、丸山も元老院議員から帝国議会貴族院議員に勅任される。議員として最も尽力したのは神祇

官の再興であり、世間では「丸山の神祇官論」と呼ばれる程に周知されていたという（『丸山作樂傳』二二三頁）。前述のように貴族院で建議の提出と賛同者の獲得に努めており、明治二十九年三月十七日の第九回帝国議会で根岸武香と共に貴族院に提出した「神祇二関スル独立官衙設置ノ建議案」⁽⁴⁰⁾では、「神籬磐境ノ大詔」を基に宮中とは独立した神祇官の設置が建議されている。建議書に付された「理由」には日本書紀の「神籬磐境の神勅」が引用され、「神籬ハ神座ナリ磐境ハ神壇ナリ是レ中臣齋部ノ二神カ八神及ヒ天神地祇ヲ祭りテ聖躬ヲ億万歳ニ奉祝スル者ニシテ其法ヲ天祖ノ天上ニ在リテ宝祚ヲ無窮ニ擁護スルニ取ル者ナリ神祇官ノ権興実ニ此ニ在リ」と注意書きがあり、古典考証による「臣下」の立場からの神祇官論が提唱されている。このような神祇官論は大教官構想や明治二十二年の意見書には見られなかったものである。次章にてこの神祇官論の変化について惟神学会の発行していた雑誌『隨在天神』を用いて検討したい。

四、丸山作樂と惟神学会——神祇官論変化の背景

雑誌『隨在天神』は明治二十三年五月に設立された惟神学会が刊行していた雑誌である。惟神学会の設立には丸山や深江遠廣が関与している。深江（天保十四年～明治二十九

年)は肥前平戸藩士の出身で本居豊穎や矢野玄道らの下で学んだ神道家である。維新後は京都の平野神社禰宜などもつとめ、司法省での役人にもなっている。丸山から見て三つ年上と年も近く、郷里も近かったこともあつてか親しい関係であつたと思われ、『丸山作樂傳』にも深江のことが散見される⁽⁴¹⁾。さて、惟神学会の設立大意には、「我が儕先二史学協会ヲ起シ神國ノ神國タル所以ヲ講シ皇道ヲ明ニセムト期シタルモ時期尚ホ到ラサリシヲ如何セム今ヤ感慨黙止スル能ハス其ノ昔日ノ志業ヲ貫徹セムト欲シ同志相謀リ自ラ政教党派ノ外ニ立チ聖旨ヲ遵奉シ國權ヲ恢弘スルヲ以テ精神トシ此ニ是ノ学会ヲ設立」したとあり、国史編纂を目的に明治十五年に組織した史学協会(丸山が幹事長に就任)と目的の共通した組織であることが分かる⁽⁴²⁾。

惟神学会の事務所は当初、芝区西久保櫻川町十一番地に置かれていたが、明治二十三年八月には東京市麴町区飯田町五丁目八番地の皇典講究所内に移転される⁽⁴³⁾。皇典講究所に移転された理由は示されていないが、維持運営の面において全国の官社・民社の神職との関係が密接な皇典講究所が神祇官興復に向けた活動の中心地としても機能していたことが一因と思われる⁽⁴⁴⁾。但し、惟神学会の事務は麴町区永田町二丁目三十番地の仮事務所で扱っている。当該地は深江遠廣や、作樂の門下・金子磐臣の住所と同じである⁽⁴⁵⁾。明

治二十四年十二月には永田町の仮事務所が廃止されるともに、事務所が皇典講究所から麴町区一番町五番地に移転される。同住所は深江遠廣と同じ住所で、以降、深江の転居に応じて惟神学会の住所も移転することから、深江の自宅が惟神学会事務所となっていたようである。なお、明治二十五年五月には記事の改良、充実を図り『隨在天神』の発行所を従前の惟神学会から斯道館に改めている。また後述する壬辰組の事務所も同地に置かれていた⁽⁴⁶⁾。

惟神学会が発行していた雑誌『隨在天神』は、前身の『会通雜誌』を改題する形で明治二十三年七月十二日に創刊され(一五六号)、中心人物たる深江が病床に臥したため、明治二十九年二月二十五日の二四二号によって終了し、『皇国』と改題される。前身の『会通雜誌』は社説と皇典講究所及び神道事務局(明治十九年に教派神道の神道本局となる)などの録事、詩歌、寄書などを掲載する雑誌であつた。明治二十三年五月、帝国議会の開会を約半年後に控えたころより時局に対応できるように紙面を改良する必要性が唱えられるようになる(『会通雜誌』百五十一号)。⁽⁴⁷⁾『会通雜誌』としては最終号となる一五五号社告には「従来の紙面を拡張し目下眼前に横はれる我が大道に関する問題ハ勿論政治社会上の事柄と雖も時としては之を議論すると共に我か宝典は申すに及はず支那印度及び泰西の學術と雖も其の裨益

する所の学理を探り之を掲載して以て本誌の光彩を益さんとす」とあり、新たに政治社会上の事柄についても誌面を取り上げることが宣言しており、『隨在天神』へと改められた理由が分かる。ちなみに明治二十八年の秋ごろより『隨在天神』編集の中心人物であった深江が病床に臥し、それまで深江が担当していた考証や講義といった項目は丸山作樂の養子である丸山正彦が担当している。⁽⁴⁸⁾ 深江の病状も回復しなかったことから、『隨在天神』は二百四十三号より『皇国』と改題する。同号の論説「改題の趣旨」には「本誌始め『会通雜誌』と名け読者諸君の愛顧を蒙り、繼きて『隨在天神』と改め警醒を勉めたりしが、こたびは『皇国』と改題し読者諸君に見えむとす。かくの如く三たひ其の名を改むと雖も、其の主義精神に至りては終始一貫、敬神、尊王、愛國の大義に外ならざるなり」と編集方針の一貫していることを断わった上で、「彼れ〔会通雜誌〕と『隨在天神』―筆者註）は幼児の通称のみ、今や既に長して『皇国』と号し元服して、是れより學術上独立独歩の成丁たらむと欲す。（中略）今や皇国と改め議論は斬新を期し、考証ハ精確を旨とし、文辞は巧妙を択ひ詠歌ハ秀逸を採り、雑報ハ周到を勉め、益々本紙特得の精彩を發揮し、読者の好意に酬み、国家に対する責務を尽さむと欲す」とし、前身の『会通雜誌』『隨在天神』から一層學術面を強化する

予定にあることを唱えている。⁽⁴⁹⁾

『隨在天神』は前身の『会通雜誌』に比べ政治社会上の事柄も掲載することとしている。特に帝國議會の動向を報告する記事が多く紙面を割いている点が特徴的で、議會と同時進行で展開していた神祇官興復運動についての記事も多くみられる。⁽⁵⁰⁾ 『隨在天神』と神祇官興復運動の関わりについてみると、明治二十三年八月、神祇官設立のための手段を議論することを目的に開催された神道大会議での議題の一つに「惟神ト云フ雜誌ヲ機関トスル事」がある。その説明には「此雜誌ハ粗御承知モアランカ丸山元老院議官ニテ専ラ国家礼典ニ関スル冠婚葬祭ヲ教ヘ且教導職ニ非ズトモ之ヲ取扱ヒ得セシムル目的ヲ以テ惟神学会ナルモノヲ企テ隨テ其目的ヲ全国ニ知ラシメンガ為設ケラレタル雜誌ナリ」と雑誌の性格を説き、「此雜誌ヲ機関トシテ吾人社会ノ精神ヲ述べ神道ノ神道タル所以ヲモ發揚シ以テ上下ノ輿論ニ訴ントスルナリ」と『隨在天神』を機関誌とする理由を説明している。⁽⁵¹⁾ 明治二十四年四月に官國幣社宮司総代事務所ならびに全国神官集議所が合併し、運動の中枢となったが、翌月から両組織の録事や通信が『隨在天神』に掲載されることとなる。⁽⁵²⁾ 以降『隨在天神』は運動の進捗状況を全国の神官神職に伝える雑誌として機能する。かかる『隨在天神』の内容について、設立に関与した井上頼圍の

子息・井上頼文は、「然るに其の形状（神祇官興復運動―筆者註）を報道する飛信は数種ありと雖も、其関係する處は僅に各各各壘のことに過ぎず。全軍の形状を報道する者は、独我がかむながらあるのみ。我が同胞諸軍の氣脈を貫通する所の機関は、唯このかむながらあるのみ。／満天下の志士振て此の拳を翼賛し、此の機関をして更に一層の運転力を増進せしめ、我が唯神の戦術を演じ、万馬往来満天下に敵なからしめむことを講ずるは、実に今日の急務なり。一言以て満天下の志士に望み、併せて此の機関の益銳利ならむことを望む」と評価している。³³⁾

また、『隨在天神』では創刊当初から神祇官に関して論説や考証の欄で検討を加えている。例えば、第百六十三号（明治二十三年十一月五日）の論説「神祇官徴」には記紀や古語拾遺、延喜式などを用いて神祇官設置の必要性を示唆する内容となっているが、「神籬磐境の神勅」を引用し、「神籬ハ八座ノ神位ニシテ磐境ハ、其ノ神壇ナリ是レ中臣、齋部ノ二神、聖躬ヲ億万斯年ニ奉祀スル者ニシテ法ヲ天祖ノ天上ニ在リテ、宝祚ヲ無窮ニ擁護スルニ取ル者ナリ。神祇官ノ八神殿ノ権輿実ニ此ニ在リ」と説明し、神勅に依拠した神祇官論³⁴⁾を唱えている。『隨在天神』誌上に確認できる神祇官関係の論説や考証を抽出すると以下の通りとなる。

・無記名「神祇官ヲ興サムコトヲ請フノ議ニ擬ス」

（二六一号、論説、明治二十三年十月五日）

・無記名「神祇官徴」（二六三号、論説、明治二十三年十一月五日）

・無記名「神祇官ニ関スル希望」（二六三号、論説、明治二十三年十一月五日）

・無記名「神祇官八神考」（二六四号、論説、明治二十三年十一月二十日）

・無記名「神祇官徴拾遺」（二六四号、論説、明治二十三年十一月二十日）

・青山景通「神籬所在考」（二七一号、考証、明治二十四年三月五日）

・同「神籬御正躰考」（二七一号、考証、明治二十四年三月五日）

・同「神籬御正躰餘考」（二七一号、考証、明治二十四年三月五日）

・青山景通「天津神籬考」（二七三号、考証、明治二十四年四月五日）

・無記名「神祇伯略考」（二七五号、考証、明治二十四年五月五日）

・青山景通「天津神籬齋主考」（二七七号、考証、明治二十四年六月五日）

このうち、青山景通「天津神籬齋主考」では明治初期に

宮中神殿に遷された八神殿を別所に造営し、神祇官を復興すべきことを唱えている。その際には「神籬磐境の神勅」を根拠に、現在の内閣諸侯が神勅にみられる天児屋命と太玉命の二神の後職者であり、祭祀の重任を負うものとして⁽³⁶⁾いる。なお、青山は『隨在天神』の編集者の一人でもあった。このように『隨在天神』では創刊当初より論説や考証の欄で神祇官に関する考証を積み重ねてきた。ただし、明治二十五年以降は、神祇官興復運動の情勢を報告する記事は確認できるものの、論説や考証の欄では神祇官関係の記事がほとんど見られなくなるという特徴がある。

さて、前述のように明治二十年代の神祇官興復運動の特徴の一つに代議士への説得活動がある。神職有志は代議士のもとを訪れ神祇官の設置の必須なることを説いていたが、その反応はおおむね良好で法律や経済に詳しい代議士でも賛意を表するものが大半であったようである。帝国議会の終了後には新出の代議士に対する説得も行われ、その活動は各地方でも展開していた。⁽³⁷⁾明治二十二年二月十一日制定の「衆議院議員選挙法」には第一条に「衆議院ノ議員ハ各府県ノ選挙区ニ於テ之ヲ選挙セシム其ノ選挙区及各選挙区ニ於テ選挙スヘキ定員ハ此ノ法律ノ附録ヲ以テ之ヲ定ム」とある通り、衆議院議員（代議士）は各道府県において選出されている。帝国議会の閉会中、選挙区に戻った代議士へ

の説得活動は各地方の神職が行っており、神祇官設置に関して、説得活動の盛んな地域では賛成者が多く、活動の振るわない地域では賛成者を得るのが困難であったようである。地方での説得活動の徹底が神祇官設置に向けて必須とされていた。⁽³⁸⁾

この代議士への説得活動を積極的に展開したのが壬辰組であった。壬辰組は、第三回帝国議会において神祇官復興の上奏案が提出されるも議事の上ることは実現しなかったことを受け、来る第四回帝国議会で神祇官設置に関する建議を通し、その設置を実現化するために組織された組織で、代議士への説得を盛んに行っている。また、神祇官に関する意見の統一を図るべく研究会を定期的に開催している。研究会は壬辰組事務所（惟神学会事務所と同地）で毎週木曜日（のちに月曜日にも実施）で開かれ、神祇官に関する統一見解を記した説明書を編纂している。壬辰組の組織員は、庶務に深江遠廣と池永静馬、会計に秋山光條と芳賀真咲、編纂に井上頼圀、宮地厳夫、鹿島則泰、下田義天類という面々であった。庶務に深江がいたことから壬辰組の事務所が惟神学会内に置かれたと推察される。彼らは研究会を重ねて神祇官に関する統一見解を作成し、その統一見解を印刷して貴衆両院議員や全国各地の神職に配布することで同志者の獲得に努めている。たとえば、第三回帝国議会に神

祇官設置に関する上奏案が提出されたことを通知するのに併せて、次のような一書を各地方の神職らに送っている。

同胞同国民ノ代議士ニシテ万々一異議ヲ唱フルガ如キ事アリテハ遺憾ノ至リニ付吾輩等協同シテ此事ニ関スル材料ヲ蒐メ説明書ヲ作り此際之ヲ各府県ノ各選挙区ニ向ヒ各代議士ニ輪リ以テ其参考ニ供シ而ム選挙区在任ノ有志諸君ト共ニ議會閉場ノ此時間ニ於テ予メ十分ノ研究ヲ盡シ苟クモ見解ヲ異ニスルガ如キアラバ勗メテ之ヲ学理ニ諮ヒ歴史ニ質シ輿論ノ向フ所ヲ益鞏固ナラシメテ国民一致ノ志操ヲ表明セシメントス⁽⁶⁾

この一書にあるように壬辰組は、神祇官の設置に向けて輿論を一層強固にすることが必要であると考えていた。壬辰組の構成員は各地で開催される神職の連合会にも出席し、演説などを通じて賛同者の獲得を進めている⁽⁶⁾。その成果もあり、壬辰組には全国の官社、民社や皇典講究分所、教派神道でも神宮教や大社教の教会で協力するところもあり各地から賛助金が寄せられている⁽⁶⁾。なお、壬辰組の活動は第四議會終了後も継続しているが、なかなか議題に上がる⁽⁶⁾ことが実現せず、当初賛意を表明していた議員が再選せず、新出議員の賛成を得ることが難事となっていたようである。

壬辰組による統一見解がいかなるものであったのかは『壬辰組報告』(下田義天類編、明治二十五年)と『壬辰組講

究録』(丹治経雄編、明治二十五年)から窺い知れる。その中では八神殿と賢所との関係について、「其ノ起源素ヨリ別ナリ」と断り、「神籬警境の神勅」の引用に続けて、「此ノ皇祖ノ神勅ヤ、即臣下ヲシテ皇室ノ為ニ神祇ヲ齋キ、以テ宝祚ノ無窮ヲ祈ラシムルノ道ヲ授ケ給ヘル者ナリ。斯ノ如クニシテ賢所ハ、皇上ノ親シク皇祖ニ事ヘ奉リ給フ所、八神殿ハ、臣下ノ皇室ノ為ニ神祇ニ奉仕シ宝祚ノ無窮ヲ祈リ奉ル所ニシテ、其ノ由来スル所大ニ別ナリ(中略)今世ニ至リテ、八祇(ママー神)殿ノ称ヲ廢シ、天神地祇ト合セ祀リテ、神殿ト称シ、遂ニ賢所ト御同所ニ移サレタリ(中略)是レ神祇官設立ノ建議、続々トシテ絶ヘサル所以ナリ」と両者の違いを明確に指摘、臣下の立場に立ち、神祇官設置の必要性を八神殿奉斎の観点から強調している⁽⁶⁾。この壬辰組による神祇官論については、すでに佐々木聖使氏が「特に神祇官復興運動において、宮中賢所(内侍所)と神祇官の位置づけの違いを歴史的かつ理論的根拠を示して明らかにし、天皇の祭祀と臣下の祭祀の違いを明弁して運動を統一的に推進した役割は軽視できないだろう」と指摘している⁽⁶⁾。このような神祇官論を壬辰組の誰が構想したものか定かではないが、惟神学会設立者の一人で雑誌『隨在天神』編集の中心であった深江が壬辰組の庶務を担当し、壬辰組の事務所が惟神学会事務所内に置かれていたことを鑑

みるに、前述した『隨在天神』誌上での神祇官や八神殿に関する考証の積み重ねが、壬辰組による神祇官論の形成に与えた影響は少なくないであろう。このようにして構築された壬辰組の神祇官論は、神祇官興復運動に賛同した代議士に伝えられ、帝国議会に建議案が提出される。例えば衆議院議員の大津淳一郎が明治二十七年六月の第五回帝国議会に提出した「神祇官復興の上奏案」には神祇官を復興すべき理由として、「宝鏡奉斎の神勅」に由来した宮中賢所での天皇祭祀に対する、「神籬磐境の神勅」によつた神祇官八神殿での臣下による祭祀の整備の必要性を唱えており、明治二十八年の第六回帝国議会での「神祇官興復に関する建議案」でも考えに変化は見られない。この翌年、丸山が貴族院に提出したのが「神祇ニ関スル独立官衙設置ノ建議案」であり、ここでは「神籬磐境の神勅」を根拠とした臣下の祭祀を行う場としての神祇官の設置の必要性を説くように変化しているのである。

なお、『隨在天神』の論説欄は無記名のため執筆者の特定できないものも多い。ただし、百六十三号に掲載された論説「神祇官ニ関スル希望」（無記名）は神祇官の制度について十三項目に分けて説明しているが、その項目は丸山作樂が明治二十二年に作成した「神祇官ヲ興サムコトヲ請フノ議」の中の「神祇官所掌大要」で示したものと同一であ

り、各項目を説明している文章もほぼ共通していることから、この論説の執筆者は丸山と推定される。また『隨在天神』を見ていくと、丸山を惟神学会の会長としている記事や、幹事長としている記事が確認できる⁶⁷。このことから、丸山は惟神学会の中心人物の一人であり、『隨在天神』の論説執筆者でもあつたと思われる。

おわりに

丸山作樂は明治二十九年に「神籬磐境の神勅」を根拠とした臣下による祭祀を行う場所として八神殿を想定した神祇官論を主張している。これは明治十四年の大教官構想や二十二年の神祇官に関する意見書に見られたような宮中に神祇官（大教官）を設置し、天皇のもとに祭祀を集中させる構図とは大きく変化したものであつた。この変化について、同時期に展開していた神祇官興復運動との関わりから検討することが本稿の目的であつた。明治二十年代の神祇官興復運動ではそれまでの神祇官興復運動とは異なり、帝国議会で建議を通すことが最大の関門となつていた⁶⁸。故に多くの代議士（衆議院議員）の賛同が必要となり神職による代議士への説得活動が全国各地で展開し、その過程で指導団体・壬辰組が結成される。壬辰組は神祇官に関する興論の構築に努め、「神籬磐境の神勅」に依拠した神祇官論

を構想している。この壬辰組の事務所は庶務・深江遠廣の自宅に置かれていたが、それは惟神学会事務所と同地であった。惟神学会では雑誌『隨在天神』にて明治二十三年の創刊当初から神祇官や八神殿に関する論説や考証の記事を掲載しており、「神籬磐境の神勅」に基づいた神祇官論は明治二十三年にすでに確認できる。深江という惟神学会・壬辰組の両組織に関与した人物の存在や、両組織の事務所が同地に置かれていたことを鑑みるに、このような『隨在天神』誌上での神祇官や八神殿に関する考証の積み重ねが、壬辰組による神祇官論の形成に与えた影響は少なくないであろう。また丸山作楽も惟神学会の中心人物の一人であり、『隨在天神』の論説執筆者であったと思われる。このように見てみると、丸山の神祇官論の変化は壬辰組による神祇官に関する輿論の構築など明治二十年代の神祇官興復運動に呼応し、雑誌『隨在天神』で深江らと神祇官に関する考証作業を積み重ねることで生じたものであったと考えられる。

さらに付言すれば、議會政治の始まった近代日本においてより確実に神祇官の設置を実現させるため、具体的には神祇官設置に関する建議案を貴衆両院で通すため、設置を目指す神祇官に関する意見を両院で統一させることを企図した側面もあるだろう。事実、丸山が「神籬磐境の神勅」

を根拠に神祇官の設置を求める建議案を貴族院議會に提出した第九回帝國議會では、衆議院議會においても大津淳一郎や早川龍介らが「天壤無窮の神勅」「宝鏡奉斎の神勅」「神籬磐境の神勅」を「三大詔」とし臣下の立場から神祇官の設置の必要性を強調する建議案を提出し、両院いずれも多数の賛成を得て可決されている。丸山の神祇官論の変化は議會政治という新たな時代に対応し、神祇官の設置をより確実に実現させるために生じたものであったとも理解できよう。

註

- (1) ちなみに丸山はその前年、明治三十二年八月十九日に没している。神祇官興復運動の過程で結成された全国神職会では神社局の設置に際し、多年尽瘁した先輩諸氏の慰霊祭を齎行しているが、三十五名の先輩諸氏の一人として丸山作楽の名前がみられる。
- (2) 拙稿「丸山作楽の祭政一致観に関する一考察」「神道研究集録」第二七輯（平成二十五年）。
- (3) 佐々木聖使「国家神道における「神」観の成立」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第三十五号、平成十四年）、藤田大誠「明治期の祭政一致論・国民教導と祭教学分離——主斎神の変遷と皇典講究所の創立——」（『近代国学の研究』（弘文堂、平成十九年））。
- (4) 当該分野の先行研究の主要なものは以下の通りである。

埜瑞比古「国会開設前後に於ける神祇官復興運動」(笠間稻荷神社社務所、昭和十六年)、小室徳「神道復興史」(神祇官復興同志会、昭和十八年)、葦津大成「神祇官復興運動における神職の活動」(明治維新神道百年史五卷)神道文化会、昭和四十一年)、藤井貞文「神祇官復興論」(國學院大學日本文化研究所紀要)二十三輯、昭和四十四年)、神社新報社「近代神祇官神道史」(昭和五十一年、増補改訂版昭和六十一年)、葦津珍彦著・阪本是丸註「國家神道とは何だったのか」(神社新報社、昭和六十二年、新版平成十八年)、佐々木聖使「明治二十三年神祇官設置運動と山田顕義」(山田顕義 人と思想)日本大学総合科学研究所、平成四年)、前掲佐々木「國家神道における「神」観の成立」、齊藤智朗「帝國憲法成立期における祭教分離論」(國家神道再考―祭教一致國家の形成と展開―)弘文堂、平成十八年)、前掲藤田「明治期の祭教一致論・國民教導と祭教学分離」。

(5)

明治末年以降の神祇官復興運動について藤田大誠氏は、「神籬磐境の神勅」に基いた八神奉斎論が主な指標となるという特色の見られることを指摘し、さらに明治初年以來の八神殿をめぐる変遷と神祇官論との関係性を考察している(藤田大誠「國家神道体制成立以降の祭教一致論―神祇特別官衙設置運動をめぐる―」前掲「國家神道再考」、前掲藤田「明治期の祭教一致論・國民教導と祭教学分離」参照)。また、八神奉斎論は神祇官復興運動の指標となるも、八神が宮中三殿の神殿において祀られているため、八神奉斎を神祇官設置問題と関連させることには批判もあり、学者や神職の間でも賛否が分

かれ、その意見の相違は近代を通じて解消されることはなかったこともすでに指摘されている(齊藤智朗「戦中期における皇典講究所祭祀審議会の活動」國學院大學研究開発推進センター編(責任編集・阪本是丸)「昭和前期の神道と社会」(弘文堂、平成二十八年)。明治二十年代に「神籬磐境の神勅」を根拠とした神祇官論を提唱した丸山の思想を検討することで当該研究に関しても少しでも資するところがあれば幸いと考えている。

(6)

この神殿については「あくまで「八神」(日本書紀)神代紀の一書にある「神籬磐境の神勅」などに由来し、かつて神祇官西院に祀られ「御巫祭神」の八座とされていた、神産日神・高御産日神・玉積産日神・生産日神・足産日神・大宮賣神・御饌津神・事代主神)を中心とする「八神殿」の復興に他ならなかった。」と指摘されている(前掲藤田「明治期の祭教一致論・國民教導と祭教学分離」。明治五年八月八日の法令で全ての神官が教導職に補せられる。

(7)

田中頼庸「神祇官ヲ復シ教導察ヲ置之議」(明治建白書集成 第三卷)(筑摩書房、昭和六十一年)、田中頼庸・千家尊福・稲葉正邦らによる建白書(前掲藤井「神祇官復興論」)など。但し神官と教職とを分離すべしと建議する半井真澄(別格官幣社護王神社宮司兼権大講義)のような人物もおり、国学者・神職内部でも決して一枚岩とは言えない状態であった(明治十年二月二十八日の建議書が阪本是丸「明治宗教行政史の一考察」(近世・近代神道論考)(弘文堂、平成十九年)に所収)。

(9)

明治六年二月二十二日「郷村社祠官祠掌給料民費課出を

廃し、人民の信仰に任せ給与の件」、同年七月三十一日「府県社神官の月給を廃し、郷社同様人民の信仰に任せ給与すべき件」と十二年十一月十一日「府県社以下祠宮祠掌の等級を廃し、身分取扱を一寺住職と同様とする件」。経済的援助廃止の背景には明治政府による国家規模での財政再建政策がある。

- (10) 前掲『近代神社神道史』、一〇〇頁。
- (11) 祭神論争については藤井貞文『明治国学発生史の研究』（吉川弘文館、昭和五十二年）参照。
- (12) 藤井貞文「祭神論の由来」（『国史学』第三十五号、昭和十三年）、一頁。
- (13) 国立公文書館所蔵『公文録』第二十三卷、明治十五年一月、内務省一「神官教導区分ノ件」。
- (14) 前掲齊藤「帝国憲法成立期における祭教分離論」、二二七頁。
- (15) 同右参照。
- (16) 前掲藤井「神祇官復興論」、四十一―四十一頁。
- (17) 佐佐木高行の明治二十三年の意見書など。前掲藤田「明治期の祭政一致論・国民教導と祭教分離」。
- (18) 丸山作楽に関する伝記としては丸山正彦「丸山作楽傳」（中愛社、明治三十二年）、丸山季夫「国学史上の人々」（吉川弘文館、昭和五十四年）、入江清「丸山作楽」さくら会、昭和十九年）等がある。研究には、その生涯の事績を網羅的に取扱った昭和女子大学近代文化研究室「丸山作楽」（『近代文学研究叢書第四卷』昭和女子大学光葉会、昭和三十一年）や木野主計「丸山作楽」（國學院大學日本文化研究所編『國學院黎明期の群像』平成十年）。作楽と同時

- 代に活躍した福沢諭吉とを比較することで両者の思想を示した阪本健一「丸山作楽と福沢諭吉―神祇官問題・民権論・立憲思想等を中心として」（『國學院雑誌』昭和三十八年五・六月号）。祭神論争に於ける作楽の活動に言及した前掲藤井『明治国学発生史の研究』。平田同門である角田忠行との交友関係から、明治四年の平田派国事犯事件と、熱田神宮改造計画への作楽の関与について扱った阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、平成五年）。明治二年に創設された東京の大学校において、国学派の先鋒として漢学と対立した作楽の行動を扱った大久保利謙「学内における国・漢両派の対立と抗争」（『明治維新と教育』吉川弘文館、昭和六十二年）。役人、外交官としての活動を扱った宮地正人「幕末維新期の社会的政治史研究」（岩波書店、平成十一年）や盛山隆行「丸山作楽の研究」（一）（『崎陽』創刊号、平成十三年）同「丸山作楽の研究」（二）（『崎陽』二二号、平成十六年）等が主なものである。
- (19) 前掲入江「丸山作楽」、十五頁。
 - (20) 常世長胤「神祇官沿革物語」（國學院大學図書館蔵）参照。宮地正人「廢藩置県のプロセス」（前掲「幕末維新期の社会的政治史研究」）参照。
 - (21) 平田派国事犯事件と称されるこの事件の通説的な考えは高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」（ヒストリア 第一〇四号、昭和五十九年）に示されている。だが阪本是丸「角田忠行と明治維新」（前掲『明治維新と国学者』）ではその通説的考えとはまた異なる可能性を示唆しており、現状では事件の原因等は未詳である。
 - (22) 前掲藤井「明治国学発生史の研究」、五〇六頁。
 - (23)

(24) 同右、五九八頁。なお、勅裁論の発議者として矢野玄道の名も有る。矢野は政府の諮問を受け明治十三年十二月に「勅祭祭神説」を岩倉に答申しており、その中で勅裁による宮中三殿遙拝を具体的に述べている。矢野・作樂・岩倉とは旧知の仲であり、考証学に強い矢野が作樂に協力したのかも知れない。

(25) 「大教官設置建言書」は阪本健一「明治神道史の研究」(国書刊行会、昭和五十八年)、藤井貞文「大教官・大礼官の構想」(神道宗教一六十二号、昭和四十六年)、安丸良夫・宮地正人「日本近代思想大系五 宗教と国家」(岩波書店、昭和六十三年)に所収。なお提出した日時については阪本健一に依る。

(26) 「大久保利通、伊藤博文が内務卿在任中に、国家は神道・神社との関係を急速に薄めるようになり、神道・神社をも含んだ政教分離への方向はもはや確実な路線となったのである。」(阪本是丸「神社非宗教論と国家神道の形成」)

「国家神道形成過程の研究」(岩波書店、平成六年)、二八九頁)と指摘されている。

(27) 註(9)参照。

(28) なお大教官の設立は実現しなかった。以降政府内部で「祭官」や「大礼官」等の官衙構想が進められる。佐々木聖使「神道非宗教より神社非宗教へ」同「国家神道形成過程の一考察」(共に前掲「山田顕義」)参照。

(29) 西田長寿「明治時代の新聞と雑誌」(至文堂、昭和三十六年)参照。なお、明治日報の年間発行部数は明治十五年(約二十八万六千部)、十六年(約三十四万八千部)、十八年(約三十一万部)と推移している。ちなみに改進黨系の

新聞である「郵便報知新聞」は明治十五年(約二百四十四万部)、十六年(約二百二万部)、十八年(約百七十一万部)と推移している。帝政黨に関しては、高木俊輔「立憲帝政黨関係覚え書」(歴史学研究三四四号、昭和四十四年)、大日方純夫「立憲帝政黨の結党をめぐる基礎的考察」(日本史研究二四〇号、昭和五十七年)、乾照夫「立憲帝政黨と成島柳北」(「朝野新聞」雑録との関連から)、「大濱徹也編『国民国家の構図』雄山閣、平成十一年)参照。

(30) 今泉定介「今井清彦翁小伝」(大正九年)参照。

(31) 山口輝臣「神祇官設置運動と「神社改正之件」」(「明治国家と宗教」東京大学出版会、平成十一年)参照。

(32) 前掲「近代神社神道史」、一一一―一二二頁。

(33) 前掲華津・阪本「国家神道とは何だったのか」、九十八頁。但し神官の中には神官教導職の非分離を主張する者も数多く居た。分離・非分離両派の運動については佐々木聖使「明治二十三年神祇官設置運動と山田顕義」(前掲「山田顕義」)参照。

(34) 前掲塙「神祇官興復運動」を主に参照。

(35) 津田茂麿「明治聖上と臣高行」(原書房、昭和四十五年)参照。

(36) 前掲塙、五頁。また齊藤智朗「明治二十三年神祇院設置問題と井上毅」(「井上毅と宗教―明治国家形成と世俗主義―」弘文堂、平成十八年)参照。

(37) 阪本是丸「国家神道体制の成立と展開」前掲「国家神道形成過程の研究」参照。

(38) 明治三十年九月―三十一年七月まで杜寺局に勤めていた清水は後年次のように語っている。

それから議院から神祇官設立の建議書が出まして、

其の答弁書を社寺局（其の以後神社局と宗教局に分かれたのであります）で起案せなければならぬ訳でありまして、私に答弁書をかけと云ふことでありました。それでどう云ふ風に書けば宜いのであるかと尋ねますと、調査中と云ふことで宜いと云ふことであります。何だか自分でも物足りない、どうも矢張先程水野さんの御話にもあつたやうな訳であります、其の時の局長においても、是非実現したいと云ふ熱も少なくなつたものでありますから、簡単な答弁書を作つたのであります。（神社局時代を語る）『近代神社行政史研究叢書』 神社局時代を語る 全国神職会沿革史要（神社本庁教学研究所、平成十六年）

(40) 国立公文書館所蔵『公文雜纂』第三十一卷、明治二十九年「貴族院建議神祇二関スル官衙設置二関スル件」。

(41) 『丸山作樂傳』より以下引用する。
父上は少壮平田の門に入り、後神祇官の権判事となり、神祇の事に悉し。獄を出づるや、長崎の神道中教院に在りし藤岡好古、深江遠廣氏は大に力を尽されしかば、又其の道の為報するところあり。（二二八頁）

（神祇官再興に対して―筆者注）国学者は無氣力にしておのれの利害に汲々として、曾て斯道の為身を挺して尽さむとするものに乏しく、我は学者たり何ぞ政治に関せむと氣取れるものあり。国学者中其熱心なるは宮地徹夫渡邊玄道深江遠廣等の諸氏ありし

のみ。（二三二頁）

深江遠廣氏を助け「惟神」といへる雑誌を発刊し、斯道の蘊奥を説き人心を鼓吹し給へり。されどこは深江氏の遠逝と共に廢刊したるは惜むべし。（二四〇頁）

(42) 『隨在天神』一五六号（明治二十三年七月十二日）「惟神学会設立大意」。

(43) 『隨在天神』一五九号（明治二十三年九月五日）「会告」。

(44) 『皇典講究所五十年史』（皇典講究所、昭和七年）参照。

(45) 『隨在天神』一六六号「深江遠廣転居廣告」、一六七号「金子磐臣 謹賀新年」。

(46) 『隨在天神』一九〇号（明治二十四年十二月廿日）「会告」。

(47) 『隨在天神』一九三号（明治二十五年二月五日）「会告」、一九八号（明治二十五年五月五日）「特別廣告」、二〇八号（明治二十六年三月五日）「移転廣告」、二三七号（明治二十八年九月二十五日）「廣告」。

(48) 『隨在天神』二三八号（明治二十八年十月二十五日）の論說、丸山正彦「精神と体力」参照。

(49) 『皇国』二四三号（明治二十九年四月五日）の論說「改題の趣旨」（無記名）。なお深江が病床に臥す前には深江自身が『隨在天神』の誌面改良を検討していたようで、既存の形式から新たに「政治」の項目を作り、「我が新版図に於ける神社設置の方案より宗教上教育上の方針神祇官設立の急務官司以下各神官神職の礼遇叙位俸給の要目神官特別採用法の廢止等畢竟神道社会の利害を痛論し真箇機関雑誌の職務を尽さん」との考えを持っていたようであるが、実際には深江の健康不良のため実現には至

- らなかつたようである〔『隨在天神』二三五号（明治二十八年七月二十五日）廣告「本誌改良業務拡張の方針」〕。ほかにも神職の教派神道教師の兼務問題についてもしばしば紙面を割いて論じている。『隨在天神』編集者の立場は基本的には兼務を批判するものであったが、現実的には多くの兼務神職がいたことが紙面からも分かる（教師辞職の統計）〔『隨在天神』一六五号（明治二十三年十二月五日）など〕。
- (51) 『隨在天神』一五九号（明治二十三年九月五日）「公告」。
- (52) 『隨在天神』一七四号（明治二十四年四月廿日）雜報「合併報告」。
- (53) 『隨在天神』一七五号（明治二十四年五月五日）公告、『全国神職会沿革史要』（全国神職会、昭和十年。前掲『近代神社行政史研究叢書Ⅴ』所収）参照。
- (54) 『隨在天神』一八九号（明治二十四年十二月五日）の寄書、井上頼文「かむながらを讀みて」。
- (55) 深江遠廣「祝祭日略解」（惟神学会、明治二十四年）卷末の宮中三殿の由来を記している箇所にも同様の見解が確認できる。
- (56) 『隨在天神』一九〇号（明治二十四年十二月二十日）雜報「本会編集者青山景通翁逝く」。
- (57) 『隨在天神』一九一号（明治二十五年一月五日）雜報「神祇復興の運動」。
- (58) 『隨在天神』二〇五号（明治二十五年十二月五日）雜報「神祇官件各代議士の模様」。
- (59) 『隨在天神』二〇〇号（明治二十五年七月五日）雜報「研究会」。
- (60) 『隨在天神』二〇〇号（明治二十五年七月五日）雜報「通知書を兼ね」。
- (61) 『隨在天神』二〇二号（明治二十五年九月五日）雜報「東北海連合会」、二〇三号（明治二十五年十月五日）雜報「東北神官連合会」参照。東北神官連合会には壬辰組から深江が出席し、演説を行っている。連合会で採択された決議には、「氏子団結ヲ鞏固ニシ各県選出衆議院議員ノ賛成ヲ得連合各県神官及有志代表者ヲ一県一名ヨリ不少委員ヲ出京セシメ壬辰組ト相提携シ第四議會ニ対スル院外運動ヲ為シ神祇官復興ノ目的ヲ達スヘキ事」とあり、壬辰組と連携した運動の展開を決定している。
- (62) 『隨在天神』二〇二号（明治二十五年九月五日）卷末の「壬辰組賛助金已納諸君」。
- (63) 『隨在天神』二二〇号（明治二十六年五月五日）雜報「神祇官復興件」。
- (64) 『隨在天神』二二一号（明治二十七年五月二十五日）雜報「神祇官」。
- (65) 前掲『壬辰組講究録」。
- (66) 前掲佐々木「国家神道における「神」観の成立」参照。
- (67) 『隨在天神』一六五号（明治二十三年十二月五日）雜報「会長の亡友祭」、一八六号（明治二十四年十月二十日）論説「軍人ノ前途」。
- (68) 神祇官設置に関する建議の通過過程に関しては山口輝臣「古社寺保存・社寺上地林還付・神祇官設置」（前掲『明治国家と宗教』所収）参照。
- (明治聖徳記念学会研究囑託)